

令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、6 次産業化を目指す意欲ある事業者（以下「事業者」という。）に対し、市場ニーズを捉えた商品開発及び全国に向けた販路開拓を促進するため、市内の農産物を主な原料とした商品の開発や販路拡大に要する経費について、南陽市 6 次産業化ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、市内に住所又は事業所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業生産法人
- (3) 中小企業者
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が認める団体

(助成対象経費及び助成金の額)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成対象事業者が、消費税課税事業者（一般課税）に該当する場合、助成対象経費のうち消費税及び地方消費税の額を除くものとする。

3 助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業)

第 4 条 助成金の交付対象となる事業は、別表に掲げる事業とし、令和 9 年 3 月 1 日までに主要な助成対象経費の支払いが完了するものとする。

(助成金交付申請)

第 5 条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第 1 号）を会長へ提出するものとし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第 6 条 会長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により助成金を交付すべきと認めたときは速やかに、予算の定める範囲において助成金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成対象事業者は、事業が完了した場合は速やかに実績報告書（様式第4号）を会長へ提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（通帳、領収書等）の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(支払)

第9条 会長は、交付すべき助成金の額が確定した後に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 助成対象事業者は、事業が完了した場合は速やかに請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

事業区分	対象経費	経費区分	助成金の額
(1) 販路拡大事業〔一般枠〕	国内で開催される商談会、展示会、PRイベント等の参加に要する経費	旅費（交通費及び宿泊費）	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、5万円を上限とする。
		役務費（出展手数料及び出展物輸送費）	
		使用料及び賃借料（小間料、レンタル備品料及び会場駐車料）	
(2) 販路拡大事業〔新規チャレンジ枠〕	本協議会の支援を受けたことがない事業者が国内で開催される商談会、展示会、PRイベント等の参加に要する経費	旅費（交通費及び宿泊費）	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、30万円を上限とする。
		役務費（出展手数料及び出展物輸送費）	
		使用料及び賃借料（小間料、レンタル備品料及び会場駐車料）	
(3) 販路拡大事業〔海外展開枠〕	国外で開催される商談会、展示会、PRイベント等への参加に要する経費	旅費（交通費及び宿泊費）	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、10万円を上限とする。
		役務費（出展手数料及び出展物輸送費）	
		使用料及び賃借料（小間料、レンタル備品料及び会場駐車料）	
(4) 商品開発事業	南陽市産の農産物を主要な原料として使用した加工品の開発等に要する経費	報償費（講師等に係る謝金及び旅費）	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、5万円を上限とする。
		需用費（燃料費（自動車等の燃料費）及び印刷製本費（チラシ、パンフレット及び各種資料の印刷費））	
		委託料（広告等製作費、研究費、加工費及びデザイン費、商標登録費）	
(5) 食品加工機械等導入事業	商品開発又は生産能力向上のために導入する食品加工機械等の導入に要する経費	設備投資費（農産品の食品加工に要する機械及び設備の導入に係る経費）	助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を上限とする。

※第5条に基づいて事業を申請する場合、同一年度内において1助成対象事業者につき

(1)から(5)までの事業各1回に限り行うことができる。

※上記事業の(1)及び(2)は併用できないものとする。

様式第 1 号

年 月 日

南陽市 6 次産業化ネットワーク推進協議会

会長 殿

申請者住所

氏名又は名称及び

代表者名

令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金交付申請書

令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

①	申請事業	(1) 販路拡大事業 [一般枠] (2) 販路拡大事業 [新規チャレンジャー枠] (3) 販路拡大事業 [海外展開枠] (4) 商品開発事業食品 (5) 食品加工機械等導入事業
②	申請助成額	円
③	事業完了予定年月日	年 月 日
④	申請者の消費税課税区分	(1) 課税事業者 (一般課税 (本則課税)) (2) 課税事業者 (簡易課税) (3) 免税事業者

※①は該当する事業に○を記入し、④は該当する課税区分に○を記入

添付書類

- ・ 事業計画書 (様式第 2 号)
- ・ 収支予算書 (様式第 3 号)
- ・ 助成金の算出根拠を示す資料
- ・ その他必要な書類

様式第2号

事業計画（実績報告）書

1 事業の目的等

現状と課題	
事業の目的	
事業実施により期待される効果等	

2 事業内容

--

3 事業のスケジュール

年月日	実施内容	備考

【添付書類】

- ・ 事業計画書：事業内容が分かる資料及び必要経費が分かる見積書等
- ・ 実績報告書：事業に関する支払完了の証拠書類や成果品等

※別表の事業に複数申請する場合は、事業毎に計画書を作成すること。

様式第3号

収支予算（決算）書

1 支出の部

単位：円

事業区分	経費区分	予算額	精算額	備考(内訳等)
	小計 ④			
	小計 ⑤			
対象外経費				
	小計 ⑥			
合計額 ④+⑤+⑥				

[助成額の算出]

単位：円

事業区分	予算額	精算額	備考
			④×a×1/2
			⑤×a×1/2
合計額			

※助成対象事業者が、課税事業者（一般課税）の場合、 $a=100/110$ 、
課税事業者（簡易課税）、免税事業者の場合、 $a=1$ とする。

3 収入の部

単位：円

区分	予算額	精算額	備考(内訳等)
助成金 ①			
自己資金 ②			
その他 ③			
合計額			

様式第 4 号

年 月 日

南陽市 6 次産業化ネットワーク推進協議会
会長 殿

申請者住所
氏名又は名称及び
代表者名

令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金実績報告書

年 月 日付で交付決定の通知があった令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金について下記のとおり提出します。

記

- 1 事業完了年月日
- 2 添付書類
 - ・実績報告書（様式第 2 号）
 - ・収支決算書（様式第 3 号）
 - ・事業実施を証する書類の写し
 - ・その他会長が必要と認める書類

様式第 5 号

令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金請求書

金 円

年 月 日付で交付の決定の通知があった令和 8 年度南陽市 6 次化トライアル事業費助成金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

住所

氏名又は名称及
び代表者氏名

印

南陽市 6 次産業化ネットワーク推進協議会 会長

殿

振込先

金融機関・支店名	
口座種別・口座番号	
口座名義	